

農地部会議事録

1、日時	平成 29 年 2 月 6 日 (月)
2、場所	中津市役所 4 階 研修室
3、出席委員	3 番委員、4 番委員、6 番委員、8 番委員、10 番委員、12 番委員、15 番委員、20 番委員、27 番委員、29 番委員、33 番委員、35 番委員、38 番委員
4、欠席委員	2 番委員、16 番委員、21 番委員、25 番委員、26 番委員
5、事務局	事務局長、次長、事務職員 5 名、農政振興課職員
6、議題	別紙議案書のとおり
7、開会	午前 9 時 30 分 農業委員会長、開会を宣する
8、署名委員	8 番委員、10 番委員
事務局長	資格の確認をさせていただきます。 本日の出席委員は 18 名中 13 名の出席であります。 会長よろしくお願い致します。
会 長 (以下、議長)	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に議事録署名委員ですが、 議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、8 番委員、10 番委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	農業委員会等に関する法律第 6 条の 1 の規定による所掌事務の審議 議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、 1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	1 番、所在 大字 福島 字 原田、地番 2281 番 1、地目 台帳現況共に田、 面積 1,442 m ² 、貸人 ○○ △△□□、借人 ○○ △△□□、解約後の目 的 利用権設定、解約届出日 平成 29 年 1 月 17 日 合意解約の通知です。 2 番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのございました議第 1 号 1 番、2 番について、

12 番委員	12 番委員より調査報告をお願いします。
	1 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。
	2 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は 3 条申請となっております。
議 長	議第 1 号 1 番、2 番については、12 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 1 番、2 番は承認と致します。続いて 3 番、4 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	3 番、(同様に読み上げ) 4 番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのございました議第 1 号 3 番、4 番について、15 番委員より調査報告をお願いします。
15 番委員	3 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は 3 条申請となっております。
	4 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は 3 条申請となっております。
議 長	議第 1 号 3 番、4 番については、15 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 3 番、4 番は承認と致します。続いて 5 番から 11 番の読み上げを事務局よりお願いします。

事務局	<p>5 番、(同様に読み上げ)</p> <p>6 番、(同様に読み上げ)</p> <p>7 番、(同様に読み上げ)</p> <p>8 番、(同様に読み上げ)</p> <p>9 番、(同様に読み上げ)</p> <p>10 番、(同様に読み上げ)</p> <p>11 番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	事務局より読み上げのございました議第 1 号 5 番から 11 番について、27 番委員より調査報告をお願いします。
27 番委員	<p>5 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>6 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>7 番から 11 番については借人が同一であり関連しておりますので一括での報告とさせていただきます。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p>
議 長	議第 1 号 5 番から 11 番については、27 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 5 番から 11 番は承認と致します。続いて 12 番、13 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	12 番、(同様に読み上げ)

<p>議 長</p>	<p>13 番、(同様に読み上げ)</p> <p>事務局より読み上げのございました議第 1 号 12 番、13 番について、35 番委員より調査報告をお願いします。</p>
<p>35 番委員</p>	<p>12 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p> <p>13 番について報告します。双方確認の上、合意の解約に間違いありません。なお、解約後は利用権設定となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 1 号 12 番、13 番については、35 番委員のご報告の通りです。ご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 1 号 12 番、13 番は承認と致します。</p>
<p>議第 2 号 議 長</p>	<p>議第 2 号 農用地利用集積計画 (案) について 農政振興課担当者、説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課</p>	<p>(平成 29 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) について説明する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、説明のありました平成 29 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) について審議をお願いします。ご意見等はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見等ありませんので、議第 2 号 平成 29 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) については、承認と致します。 ここで農政振興課職員は職務がありますので退席します。</p> <p>(農政振興課職員 退席)</p>
<p>議第 3 号 議 長</p>	<p>議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、</p>

<p>事務局</p>	<p>1 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番、所在 大字 加来 字 加来原、地番 2283 番 244、地目 台帳現況共に畑、面積 1,006 m²、譲渡人 ○○ △△□□、譲受人 ○○ △△□□、所有権移転売買の申請です。</p>
<p>10 番委員</p>	<p>事務局より読み上げのありました 1 番についての調査報告は、10 番委員にお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番について報告します。場所は、大貞運動公園の南側約 100m に位置しています。譲受人は取得要件等満たしています。特に問題はありません。</p>
<p>全委員</p>	<p>1 番については、10 番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議等ありませんので、議第 3 号 1 番については許可と致します。続いて、2 番、3 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2 番、(同様に読み上げ)</p> <p>3 番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より読み上げのありました 2 番、3 番についての調査報告は、12 番委員にお願いします。</p>
<p>12 番委員</p>	<p>2 番について報告します。場所は、伊藤田にある古要神社から約 400m 東に進んだところになります。譲受人は取得要件等満たしており、特に問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 番について報告します。場所は、洞ノ上圃場田内の城山神社の西側になります。譲受人は農地取得要件等を満たしており、特に問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>2 番、3 番については、12 番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、議第3号2番、3番については許可と致します。事務局より4番、5番の読み上げをお願いします。
事務局	4番、(同様に読み上げ)
	5番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのありました4番、5番についての調査報告を、15番委員にお願いします。
15番委員	4番について報告します。場所は、県道中津高田線ダイハツ西門前交差点を南下し、約300m進んだところになります。譲受人は農地取得要件を満たしており問題はありません。
	5番について報告します。場所は、県道中津高田線を中津港方面へ向かうと、ヨロズ自動車があります。その目の前の道を東に入り、約300m進んだところになります。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はありません。
議 長	4番、5番については、15番委員のご報告の通りです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、議第3号4番、5番については許可と致します。続いて6番、7番の審議に入る前に、6番委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触する内容が含まれておりますので、一時退席をお願いします。
	(6番委員 退席)
議 長	それでは、6番、7番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	6番、(同様に読み上げ)

<p>議 長</p>	<p>7番、(同様に読み上げ)</p>
<p>15番委員</p>	<p>事務局より読み上げのありました6番、7番についての調査報告は、15番委員にお願いします。</p> <p>6番について報告します。場所は、県道中津高田線和田小学校南東の交差点を北側に入り、和間地区方面に向かい、和間地区の公園から新開方面へ進んだところになります。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はありませぬ。</p> <p>7番について報告します。場所は、県道中津高田線和田小学校を北上し、和間地区の公園から田尻方面へ向かい、森を抜けたところになります。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はありませぬ。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番、7番については、15番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議等ありませんので、議第3号6番、7番については、許可と致します。 6番委員の入室を許可します。</p> <p>(6番委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、8番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>8番、(同様に読み上げ)</p>
<p>議 長</p> <p>15番委員</p>	<p>事務局より読み上げのありました8番についての調査報告を、15番委員にお願いします。</p> <p>8番について報告します。場所は、県道万田四日市線を野依方面へ、犬丸川の橋があります。その橋を渡り、約700m進んだところの北側になります。譲受人は農地取得要件も満たしており、特に問題はありませぬ。</p>

議 長	8 番については、15 番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 3 号 8 番については、 許可と致します。 続いて、9 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	9 番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのありました 9 番についての調査報告は、 27 番委員にお願いします。
27 番委員	9 番について報告します。場所は、国道 212 号線やかた入口を左折し、県道宇佐本耶馬溪線に入り、約 1.5km 進んだところに今行下屋形地区集会所があります。そこから約 400m 宇佐方面に入ったところ。譲受人は農地取得要件等を満たしており、特に問題はありません。
議 長	9 番については、27 番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 3 号 9 番については、 許可と致します。 続いて事務局より 10 番の読み上げをお願いします。
事務局	10 番、(同様に読み上げ)
議 長	事務局より読み上げのありました 10 番についての調査報告は、 35 番委員にお願いします。
35 番委員	10 番について報告します。場所は、国道 496 号線に溝部小学校跡地があり、その向かい側の農地になります。譲受人は農地取得要件等満たしており、特に問題はありません。

議 長	10 番については、35 番委員のご報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので、議第 3 号 10 番については、 許可と致します。
議第 4 号 議 長	議第 4 号 農地転用事業計画変更申請に関する件について、 1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局	1 番、所在 大字 永添 字 野地山、地番 2034 番 51、地目 台帳現況共に 畑、面積 411 m ² 、当初事業計画者 牛神 岩久和生、当初事業計画 一般住 宅用地 計 411 m ² 建築面積 計 104.34 m ² 、事業承継者 牛神 岩久和生、 変更事業計画 一般住宅用地 計 445 m ² 建築面積 計 104.34 m ² 、(当初事 業計画) 平成 28 年 11 月 24 日 5 条許可済の申請です。
議 長	事務局より読み上げのありました 1 番についての調査報告は、 8 番委員にお願いします。
8 番委員	1 番について報告します。場所は、永添の松尾神社から南東に約 600m の ところに位置しています。当初の事業計画から一部変更があったため、 この申請に至りました。この件については、議第 6 号 1 番と関連してお りますので詳細については後で報告をしたいと思います。
議 長	1 番については、8 番委員の報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 4 号 1 番については許可相当とし、 県に進達致します。
議第 5 号 議 長	議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、 1 番の読み上げを事務局よりお願いします。

事務局	<p>1番、所在 大字 蛸瀬 字 中通中、地番 1049 番地 1、地目 台帳現況共に畑、面積 186 m² 外 43 筆、譲渡人 ○○ △△□□ 外 27 名、譲受人 ○○ △△□□、農地種類 3 種、転用目的 貸店舗用地 計 14,692 m²、賃借権設定期間 20 年の申請です。</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました 1 番についての調査報告は、6 番委員にお願いします。</p>
6 番委員	<p>1 番について報告します。場所は、県道中津高田線を米山方面へ、蛸瀬川を渡り、約 200m 進んだところ、共同墓地の北側になります。申請は賃借権設定期間 20 年の貸店舗用地です。排水は公共下水へ、雨水は東側道路側溝及び北側の水路に放流します。隣接の同意、境界確認等は済んでおり、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>1 番については、6 番委員のご報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議等ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。 続いて 2 番の読み上げを事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>2 番、(同様に読み上げ)</p>
議 長	<p>事務局より読み上げのありました 2 番についての調査報告は、8 番委員にお願いします。</p>
8 番委員	<p>2 番について報告します。場所は、議第 4 号 1 番にて報告した土地になります。申請は、一般住宅用地です。排水は合併浄化槽にて処理し道路側溝へ、雨水も同様、道路側溝へ流します。隣接の同意、境界の確認等も済んでおり、特に問題ははありません。</p>
議 長	<p>2 番については、8 番委員のご報告の通りです。 ご異議等ありませんか。</p>

全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ありませんので、議第5号2番については許可相当とし、 県に進達致します。 続いて、3番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局		3番、(同様に読み上げ)
議	長	事務局より読み上げのありました3番についての調査報告は、 15番委員にお願いします。
15番委員		3番について報告します。場所は、国道213号線植野交差点から約300m 東に進んだところの右側になります。申請は農家住宅用地となっております。 排水は、合併浄化槽を設置し、南側市道側溝へ放流します。雨水 についても同様、南側市道側溝に放流します。隣接の同意、境界の確認 等も済んでおり、特に問題はありません。
議	長	3番については、15番委員のご報告のとおりです。 ご異議等ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議等ありませんので議第6号3番については許可相当とし、 県に進達を致します。
議第6号		議第6号
議	長	その他について、何かありませんか。
全委員		(意見なし)
議	長	事務局、事務連絡をお願いします。
事務局長		1番目になります。 次回の農地部会の開催についてです。 日時は、平成29年3月6日(月)午前9時30分から。 場所は、市役所3階303、304会議室です。 2番目になります。

議 長

次回の農政部会の開催についてです。
日時は、平成 29 年 2 月 13 日（月）午前 9 時 30 分から。
場所は、市役所 3 階 大会議室です。
内容は、「今後の農政のあり方について」です。
九州農政局大分支局 農政推進官をお招きする予定です。

それでは今回の総括を致します。

議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
1 番から 13 番については、全て承認とします。

議第 2 号 農用地利用集積計画（案）について、
全て承認とし、中津市に回答します。

議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、
1 番から 10 番については全て許可と致します。

議第 4 号 農地転用事業計画変更申請に関する件について
1 番については、許可相当として県に進達致します。

議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、
1 番から 3 番については、許可相当として県に進達致します。

以上を持ちまして、平成 29 年 2 月の農地部会を閉会します。

（終 午前 10 時 30 分）

議事録は会長の指揮により、事務局が作成する。

以上、議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを確証するために署名する。

署名委員

署名委員